

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例（埼玉県条例第二十九号）（保安課）

一 趣旨

ヤードにおける盗難自動車等の保管及び解体の状況に鑑み、県内のヤードにおける自動車等の適正な取扱いを確保するために必要な規制を行うことにより、自動車等の盗難の防止を図り、もって県民の平穏な生活の確保に資することとするための条例の制定

二 内容

(一) ヤード内自動車等関連事業に係る届出

ア ヤード内自動車等関連事業（ヤードにおいて行う輸出、譲渡又は引渡しを目的とした自動車等の保管又は解体）を行おうとする者に対し、あらかじめ公安委員会に対し届出を義務付け

イ アの届出をした者に対し、届出事項に変更があった場合、三十日以内に公安委員会に対し届出を義務付け

ウ アの届出をした者に対し、届出に係るヤード内自動車等関連事業を休止、廃止又は休止したヤード内自動車等関連事業を再開した場合、三十日以内に公安委員会に対し届出を義務付け

(二) 相手方の確認

ヤード内自動車等関連事業者（ヤード内自動車等関連事業を行う者）に対し、ヤード内自動車等関連事業に係る自動車等を受け取ろうとする場合に、当該自動車等を引き渡そうとする者の氏名、住所等の確認を義務付け

(三) 盗難自動車等の申告

ヤード内自動車等関連事業者に対し、取り扱う自動車等に盗難自動車等の疑いがあると認める場合、警察官への申告を義務付け

(四) 取引記録の作成等

ア 記録の作成

ヤード内自動車等関連事業者に対し、ヤード内自動車等関連事業に係る自動車等を受け取る等した場合に、次の事項に関する取引記録の作成を義務付け

(ア) 取引の年月日

(イ) 自動車等の品目及び数量

(ウ) 自動車等の特徴 等

イ 記録の保存

ヤード内自動車等関連事業者に対し、取引記録をその作成の日から三年間保存するよう義務付け

(五) 従事者名簿の備付け

ヤード内自動車等関連事業者に対し、ヤードごとに当該ヤードにおける業務に従事する者の氏名、住所等を記載した名簿の備付けを義務付け

(六) 土地等の譲渡等を行うとする者の責務

ア 土地等の所有者等は、土地等の譲渡等の契約締結前に、当該土地等を盗難自動車等の解体等に使わないことを確認するよう努めなければならない。

イ 何人も、自己が譲渡等を行うとしている土地等が盗難自動車等の解体等に使われることを知って、当該土地等の譲渡等をしてはならない。

ウ ヤード内自動車等関連事業を行うとする者に対し、土地等の譲渡等を行うとする者は、契約書等に当該土地等が盗難自動車等の解体等に使われた際、契約の解除、土地等の買戻し等ができる旨等を定めるよう努めなければならない。

(七) ヤードの視認性の確保

ヤードを設置しようとする者等に対し、ヤードの内部を外部から見通すことができる構造とするよう努めなければならない。

(八) 標識の掲示

届出者に対し、届出に係るヤードごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、届出年月日及び届出警察署等を記載した標識を掲示するよう義務付け

(九) 立入検査等

警察職員による、ヤードに対する立入り、書類その他の物件の検査等の受忍を義務付け

(十) 適用除外

ア この条例の規定は、次のいずれかに該当するときは、適用しない。

(ア) 道路運送車両法第七十八条第四項に規定する自動車分解整備事業者が分解整備としてヤード内自動車等関連事業を行うとき。

(イ) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第六条第一項に規定する撤去した自転車等を保管するとき。

イ 次に掲げる規定は、次に定める者については、適用しない。

(ア) (一)の規定 使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第十七項に規定する関連事業者

(イ) (三)の規定 古物営業法第十五条第三項の規定により警察官に申告しな

ければならない場合における古物商

ウ 次に掲げる規定は、次に定める者が当該各号に定める報告をした事項、とつた措置又は記載をし、若しくは記録をした事項については、適用しない。

(7) (二)の規定 使用済自動車の再資源化等に関する法律の規定により使用済自動車を引き取らなければならない場合等における関連事業者が、同法に定める報告をした事項、又は古物商が、古物営業法の規定により、相手方の真偽を確認するためにとつた措置

(4) (四)の規定 使用済自動車の再資源化等に関する法律の規定により使用済自動車を引き取らなければならない場合等における関連事業者が、同法に定める報告をした事項、又は古物商が、古物営業法の規定により、帳簿等に記載をし、又は電磁的方法により記録をしておかなければならない事項

三 罰則

(一) (一)ア又は(四)ア若しくはイに違反した者 三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金

(二) (一)イ若しくはウ又は(九)の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避等した者 三十万円以下の罰金

(三) (二五)に違反した者 二十万円以下の罰金

(四) (二八)に違反した者 十万円以下の罰金

四 施行期日

令和二年七月一日